平成２８年（フ）第１１号
神奈川県逗子市池子２丁目33番８号
破産者　青山　克彦（旧姓濱田）
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４２７号
新潟市江南区割野573番地１
破産者　根本　孝栄
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
新潟県五泉市寺沢３丁目３番41号　ハイツ五泉202、前住所新潟県五泉市吉沢１丁目６番33号　駅前ガーデンハイツＣ―201
破産者　中川　　啓
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９号
新潟市秋葉区さつき野１丁目３番50号
破産者　堤　　正幸
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９１号
神戸市西区神出町北778番地
破産者　坂口　隆志
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２号
和歌山県新宮市佐野946番地の５
破産者　富久寿司こと　亀井　　功
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第２４号
徳島県海部郡海陽町四方原字旭町111番地１、住民票上の住所徳島県海部郡海陽町四方原字町西143番地１
破産者　葛木　潤生
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第２５号
徳島県海部郡海陽町四方原字旭町111番地１
破産者　葛木　憲二
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第１９５号
香川県高松市今里町393番地
破産者　久保　真紀
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０３号
高知県土佐市蓮池2899番地
破産者　久保地万記
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７６号
高知市城山町220番地　ハイツ220―201
破産者　和家　弘長
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２号
北九州市小倉南区上吉田３丁目７番40―701号
破産者　森光　和子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８８号
北九州市小倉南区徳力４丁目３番７号
破産者　神崎　真一
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２１４号
北九州市八幡西区浅川台１丁目３番14―904号
破産者　的場　　宰（旧姓氏家）
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０号
大分県日田市大字有田1129番地10
破産者　牟田口ゆう子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第７１２７号
東京都練馬区大泉町４丁目32―19―105
破産者　川口　祐介
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２７２号
埼玉県三郷市早稲田４丁目23―１　グリーンエイトみさと第一403
破産者　古川　榮一
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５６０号
東京都青梅市長淵４丁目418―３―104
破産者　野中　浩輔
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９４５号
東京都西東京市東町５丁目５―19―202
破産者　長瀬　　昇
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２９８号
千葉県習志野市花咲１丁目９―19―211、開始決定時の住所千葉県八千代市麦丸１―１
破産者　福井　節子
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部